

登総第1169号
令和4年2月9日

登別市監査委員 佐藤紀清様
登別市監査委員 村井寿行様

登別市長 小笠原春一
(公印省略)

令和3年度定期監査に係る是正・改善事項について
令和4年1月31日付け登監第210号で通知のありましたこのことについて、別紙
のとおり提出します。

令和3年度定期監査の結果に基づき講じた措置

監査結果の指摘事項	是正・改善等措置状況
<p>収入事務</p> <p>領収書（登別市財務会計規則第51条）に関する事務について</p> <p>領収書の記載について、消せるボールペンを使用した事例や使用済領収書に貼付する領収書使用報告の領収書金額を誤記している事例がみられた。</p> <p>領収書は、現金の受領に係る重要な証拠書類であることから、その取扱いには十分留意すべきである。</p> <p>今回みられた事例は、領収書の基本的な取り扱いに関するものであるため、今後は職員が領収書の基本的な事務処理方法を認識するための措置を講じるとともに確認体制を整えるなど、改善に向けた取組みを望むものである。</p>	<p>領収書の記載については、会計グループ作成のマニュアル「事務の手引き」等により、担当グループ職員が事務処理について再確認をし、領収書の記載が適切に行われるよう徹底する。</p> <p>なお、本事項は、全庁的指摘事項のため、各部長への対応を指示するとともに、併せて全庁掲示板（庁内グループウエア）により周知を図る。</p> <p style="text-align: right;">【総務部総務グループ】</p>
<p>支出事務</p> <p>支出負担行為に関する事務について</p> <p>支出負担行為書について、登別市財務会計規則第81条に規定する「支出負担行為に必要な書類」が添付されていない事例や登別市事務決裁規程に定められた決裁区分と相違している事例が複数みられた。</p> <p>支出負担行為書については、登別市財務会計規則や登別市事務決裁規程を確認し、適正な事務の執行に対する意識を高めるとともに、確認体制を整えるなど、改善に向けた取組みを望むものである。</p>	<p>支出負担行為書については、必要書類の添付、決裁区分の確認など、決裁時において、起案責任者や総括主幹、専決権者等、複数によるチェックを改めて徹底する。</p> <p>なお、本事項は、全庁的指摘事項のため、各部長への対応を指示するとともに、併せて全庁掲示板（庁内グループウエア）により周知を図る。</p> <p style="text-align: right;">【総務部総務グループ】</p>

監査結果の指摘事項	是正・改善等措置状況
<p>契約等事務</p> <p>随意契約の理由について</p> <p>過去の定期監査において指摘した随意契約の理由について、改善が見られるものの、一部に不明瞭なものが見受けられたため、理由を明瞭にするようさらなる改善を望むものである。</p>	<p>随意契約の理由については、件名、根拠となる法令及び条例・規則、随意契約をする相手先を明記のうえ、随意契約とする理由を簡潔かつ明瞭に記載するよう各部署において改めて徹底する。</p> <p>また、決裁時において、起案責任者や総括主幹、専決権者等、複数によるチェックを改めて徹底し、簡潔かつ明瞭な理由書とするよう心掛ける。</p> <p>なお、本事項は、全庁的指摘事項のため、各部長への対応を指示するとともに、併せて全庁掲示板（庁内グループウェア）により周知を図る。</p> <p style="text-align: right;">【総務部総務グループ】</p>